

# 2024年 日本知的障害者福祉協会と私たち組合との職場闘争を振り返る

JAIID UNION News No.22  
Dec. 27, 2024

# 2025年も職場環境の改善・労働条件向上のために私たち労働組合は闘います!!

日本知的障害者福祉協会事務局職員のみなさん！ 港区浜松町界隈で働く労働者のみなさん！ 私たちは連帯労働者組合（旧東京南部労働者組合）。日本知的障害者福祉協会（連帯労組・福祉協会）※です。職場の労働環境改善を求めて情宣を行っています。

## 連帯労組・福祉協会の組合活動「これまでの経緯」

公益財団法人日本知的障害者福祉協会事務局（以下、協会）の事務局員が、2016年2月に地域合同労組の東京南部労働者組合（現連帯労働者組合）に加入。2016年4月18日に第1回団体交渉（団交）が開催されました。しかし、議題となつた末吉事務局長による過去の暴行パワーハラと労基法違反について、私たちは第1～2回団交で協会としての謝罪と対策及び法令違反の経緯を明らかにするよう要求したところ、違法な労務管理実態・暴行パワーハラの責任が明らかになることを恐れた末吉事務局長は第3回団交から逃亡。

協会の誠実交渉義務違反、組合員への嫌がらせ行為に私たちは東京都労働委員会（都労委）に不当労働行為を申し立て、4年にわたる調査・審問の末、2022年1月20日に、組合側の主張をベースに全面和解になりました。然るべき責任者（当然、事務局長含む）が団交に出席し、協会は誠実に団体交渉を行いました。ただし、未吉事務局長本人は不在で、直接話し合いをすることができなく残念ではあつたものの、要求事項を記した「申入書」を郵便受けに投函して私たちはその場を立ち去りました。

## 2023年末行動・第2弾、末吉事務局長宅申し入れ、行動

未吉事務局長本人が団交に出ずし申し開きもしない、協会事務所で我が組合が現場行動していると逃げて姿を現さない……となるとこちらから会いに行き、直接話し合うしかないということで、2023年12月29日、年末行動・第2弾として未吉事務局長の自宅への申し入れ行動を行いました。ただ、未吉事務局長本人は不在で、直接話し合いをすることができなく残念ではあつたものの、要求事項を記した「申入書」を郵便受けに投函して私たちはその場を立ち去りました。

## 仕事始め早々の書面合戦＆組合活動について組合員に「事情聴取」行動

未吉事務局長宅申し入れ行動について、2024年1月5日に協会から組合宛に「抗議書」がファクシミリで届き、組合はそれを受けた再「申入書」を1月31日に協会と協会会長宛に送付しました。そうしたところ、2月5日に協会から組合宛に「再抗議書」がファクシミリで届きました。2月9日の午後、当該組合員は業務時間中に常任理事と協会の課長2人が居る会議室に呼ばれ、度会常任理事の弁では未吉宅申し入れ行動からの一連の行動について協会会長命令で当該組合員の弁明を聞くように言われたとのこと。業務時間中に組合活動について個別組合員に対して“事情聴取”を行うなど労働組合への悪質な支配介入です！

（裏面に続く）

## 連帯労働者組合(旧 東京南部労働者組合)・日本知的障害者福祉協会 (連帯労組・福祉協会)

※2024年11月30日の臨時組合大会をもって、東京南部労働者組合と連帯労働者組合が組織統合し、名称は連帯労働者組合になりました。

インターネット組合掲示板 BLOG [jaidunion.com](http://jaidunion.com)

不当解雇・退職勧奨・嫌がらせ・排除・密告の横行……こんな職場で働けますか？

不定期で、浜松町～大門駅頭付近にて  
ポケットティッシュ付き組合チラシを  
配布しています。



本年もご支援  
ありがとうございました！

各部署・各業務の残業の実態がわからなければ、労基法上免罰効果のある三六協定をそのまま締結してよいのかを判断するには困難です。業務量の偏在は特定の部署の労働者に長時間労働を強いることになり、「ワーク・ライフ・バランスの向上からも問題です。決して『個人のプライバシー』はあります！

かつて労基法違反状態であった協会に法令遵守や労使対等で職員が良好な労働環境・労働条件決定について考える機会をつくったことは、私たち労働組合の活動の大きな成果です！

「」のビラを手にした職場の問題でお悩みの方も、労働者による労働者のための、真の「働き方改革」のために労働組合で安心して働く職場をつくりましょう！

# 悩まずに相談を！労働組合で安心して働く職場をつくろう！

## 第21回団体交渉（2024年3月4日）

「」のよつな協会の労働組合への挑戦的態度に即団交を申し入れ、開催されましたが、組合が団交議題に沿って進行しようとすこしも、協会側弁護士いはそれを無視。協会に質問をぶつけても、度会常任理事は「私が答える内容も弁護士が答える内容も基本的には同じ」と嘘を、以降、組合からの問い合わせには答えませんでした。協会側弁護士らは組合活動として行った未吉宅申し入れ行動を当該組合員個人の行動にすり替えて、懲戒処分を仕掛けようとした意図が見え見えで、かつ、前回にも増して団交進行妨害著しく、実質的な交渉は不可能といつ、おまじに不誠実団父の極みでした！

## 第22回団体交渉（2024年10月22日）

のやつねじに発生したネシトワーク障害で、連絡業務に支障が生じたにもかかわらず、協会は組合員に何の連絡・業務指示も行われなかつたことに、労使相互で円滑な意思疎通と業務遂行を行つことを定めた都労委での和解に反するとして組合は即、協会事務局を統括する職責の事務局長に抗議・要求を行いました。また、来期の三六協定（時間外労働・休日労働に関する協定）締結のあり方にも疑問があつたため、これらを議題に団交を申し入れました。団交では第20回団交（2023年9月27日）以降同様に弁護士がしゃしゃり出るのは相変わらずで、事務局長への抗議については末吉事務局長への「個人攻撃」であるとの一矢張り。組合員の精神保健福祉士資格保有を持ち出して揶揄したり、組合ブログ記事に難癖を付けるなど、一体どちらが個人攻撃をしていいのかわからない有り様でした。緊急性と権限からも事務局長に抗議せざるを得ない内容であることは間違いありません。また、三六協定締結のための各部署の残業実態の開示も協会は「個人のプライバシー」を盾に拒否。組合要求を実現させる団交にならなかつたことは遺憾でしたが、組合員排除について度会常任理事は「していれば、私から注意する」と明言していたので、今後も私たちは引き続き都労委和解の誠実な遵守・履行を協会に要求していきます！

### 良好な労働環境・労働条件決定のためには労使対等が大原則！

各部署・各業務の残業の実態がわからなければ、労基法上免罰効果のある三六協定をそのまま締結してよいのかを判断するには困難です。業務量の偏在は特定の部署の労働者に長時間労働を強いることになり、「ワーク・ライフ・バランスの向上からも問題です。決して『個人のプライバシー』はありません！」

かつて労基法違反状態であった協会に法令遵守や労使対等で職員が良好な労働環境・労働条件決定について考える機会をつくったことは、私たち労働組合の活動の大きな成果です！

「」のビラを手にした職場の問題でお悩みの方も、労働者による労働者のための、真の「働き方改革」のために労働組合で安心して働く職場をつくりましょう！

抗議先はこちら！→ (公財)日本知的障害者福祉協会 港区浜松町2-7-19 KDX浜松町ビル6F ☎03-3438-0466 FAX03-3431-1803

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

連帯労働者組合(旧 東京南部労働者組合)・日本知的障害者福祉協会(連帯労組・福祉協会)

インターネット組合掲示板 BLOG [jaidunion.com](http://jaidunion.com)



\*職場でのいじめ・嫌がらせ、解雇、  
残業代未払い…その他、労働相談はこちらへ！☞ 旧 東京南部労働者組合(南部労組) <http://southwind.webnode.jp/> southwind@mbr.nifty.com

東京都品川区西五反田2-11-15-501 壱番館・Vプロダクション 気付 ☎ & FAX 03-3490-0372